

せいかつ ほご
生活保護のしおり



さくしふくしじむしょ
佐久市福祉事務所

さくしやくしょ ふくしか ほごかかり
(佐久市役所 福祉課 保護係)

[目 次]

	ページ
1 生活 ^{せいかつ} 保護 ^{ほご} とは	1
2 保護 ^{ほご} の原則 ^{げんそく}	1
3 保護 ^{ほご} を受ける ^う には	2
4 保護 ^{ほご} 申請 ^{しんせい} の手続き ^{てつづき} は	6
5 保護 ^{ほご} を受け ^う られる ^{きじゆん} 基準 ^{きじゆん}	7
6 保護 ^{ほご} の種類 ^{しゆるい}	8
7 生活 ^{せいかつ} 保護 ^{ほご} を受け ^う る ^{かた} 方 ^{けんり} の権利 ^{けんり}	10
8 生活 ^{せいかつ} 保護 ^{ほご} を受け ^う る ^{かた} 方 ^{ぎむ} の義務 ^{ぎむ}	10
9 保護 ^{ほご} 費 ^ひ の返還 ^{へんかん}	14
10 病院 ^{びやういん} にかかるときは	15
11 介護 ^{かいご} を受け ^う るときは	17
12 減免 ^{げんめん} されるもの	18
13 保護 ^{ほご} 費 ^ひ の支給 ^{しきゆうび} 日	18
14 お問 ^と い合 ^あ わせ・相談 ^{そうだん} 先 ^{さき}	19

1 生活保護とは

生活保護は、憲法第25条（生存権保障）に規定する理念に基づき、生活に困っているすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて国の責任で健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その世帯の自立を助けることを目的とした制度です。

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもありますので、ためらわずにご相談ください。

2 保護の原則

(1) 申請保護の原則

保護は本人、扶養義務者またはその他の同居の親族の申請により開始されます。

(2) 基準・程度の原則、必要即応の原則

保護の金額は、国において決定された基準により決められ、年齢・世帯構成・所在地・健康状態などにより、それぞれに必要な保護を有効かつ適切に行います。

(3) 世帯単位の原則

保護は同居かつ生計を共にしている世帯を単位として行います。また住民登録地で決定しているものではなく、生活の拠点で判断して行います。

3 保護を受けるには



生活保護は、次のような能力や資産、その他あらゆるものを活用してもなお生活に困っている場合、国で決めた基準を満たすことにより生活保護が適用されます。

ただし、暴力団員に対しては、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下するなど厳正に対応します。

(1) 能力の活用

働くことができる方は、その能力や状況に応じて就労し、その収入を生活費にあててください。

(2) 資産の活用

土地・家屋、預貯金、生命保険、高価な貴金属、自動車など売却が可能な資産は、原則として活用して生活費にあててください。

なお、資産を保有していても、生活保護を受けることは可能です。

※次のような場合で、それぞれ決められた条件を満たせば資産の保有や使用が認められることもありますので、地区担当員（ケースワーカー）にご相談ください。

☎お問い合わせ電話番号：0267-62-2111

(内線217・298・333)

●条件を満たせば、保有や使用が認められる例

とち かおく 土地・家屋	きょじゅうよう しょぶん かし いちじる おお 居住用であり、処分価値が著しく大きくな いものなど
じどうしゃ 自動車	しょう かた つうきん つういん りよう 障がいのある方が、通勤・通院などに利用 する自動車など
125CC以下 のオートバイ	ほゆう じりつ たす 保有していることで、自立の助けになると 認められる場合など
せいめいほけんとう 生命保険等	か きん しょうがく かいやく へんれい きん 掛け金が少額であり、解約返戻金が 生じないか、生じても少額の場合など

※その他の資産活用について

リバースモーゲージ（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）この
制度は資産活用（せいで しさんかつよう）のひとつの方法（ほうほう）として、資産価値（しさん かし）の高い居住用（たか きょじゅうよう）
不動産（ふどうさん）（とち およ かおく）を担保（たんぼ）に生活資金（せいかつしきん）を融資（ゆうし）することで、
65歳以上（さいじょう）の高齢者（こうれいしゃ）がその住居（じゅうきよ）に住み続け（す つづ）ながら生活資金（せいかつしきん）を得
られる（え）ようにする制度（せいで）で、生活保護（せいかつ ほご）に優先（ゆうせん）されます。

※保護費の返還について

資産（しさん）があってもすぐには活用（かつよう）できず、急迫（きゅうはく）した事情（じじょう）などやむを得
ない理由（りゆう）がある場合は、いったん保護（ほご）を開始（かいし）（継続（けいぞく））後（ご）、資産（しさん）が
現金化（げんきんか）されるなど活用（かつよう）できる状態（じょうたい）になった（な）るときには、それまで
支給（しきゅう）した保護費（ほごひ）を返還（へんかん）していただきます。

(3) 扶養義務者の援助の活用

扶養義務者からの援助は保護の要件ではありませんので扶養義務者がいても保護を受けることができます。

扶養義務者の援助とは、金銭的な援助だけではなく、精神的援助（日常生活面での支援や通院や入院入所に係る支援など）も含まれます。

親子、兄弟姉妹などの親戚には、状況に応じ、できる限りの援助をお願いしてください。

なお、保護申請があったときや保護受給中においても定期的に扶養義務者（両親・兄弟姉妹・子供・その他）の方々に対して、援助の可否について訪問あるいは書面にて照会をいたします。

ただし、援助が期待できない方には照会を行わないこともありますので、地区担当員（ケースワーカー）にご相談ください。

●扶養照会を行わない例

- ・扶養義務者からの暴力や虐待を受けた場合など
- ・未成年者や、概ね70歳以上の方、無収入の方で、金銭的・精神的援助が難しい場合など
- ・著しく関係が悪化している方（10年以上音信不通の方）など

※この他にも、扶養義務者との関係で事情のある方は、お申し出ください。

(4) 他法他施策の活用

年金や各種手当など、他の法律や制度で受けられるものがあれば、すべて受けてください。

たとえば、老齢年金、障害年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、失業給付金、労災保険給付、自立支援医療などです。

※ その他分からないことがありましたら、福祉事務所にご相談ください。

4 保護申請の手続きは

相談

生活に困り、生活保護について聞きたい場合は、まず福祉事務所に
ご相談ください。

申請

困っている状況をお聞きして、申請の意思のある方は、生活保護申
請書などを提出していただくとともに、申請に必要な書類も添付して
いただきます。



調査

申請手続きが済みますと福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）
があなたのお宅を訪問して、生活状況等を調査します。また、生活
保護法に基づく関係先（銀行・生命保険等）調査、病状調査を行い、
生活保護を受けるための要件が満たされているかを調査します。

※ 調査内容が他の人にもれることはありません。

決定

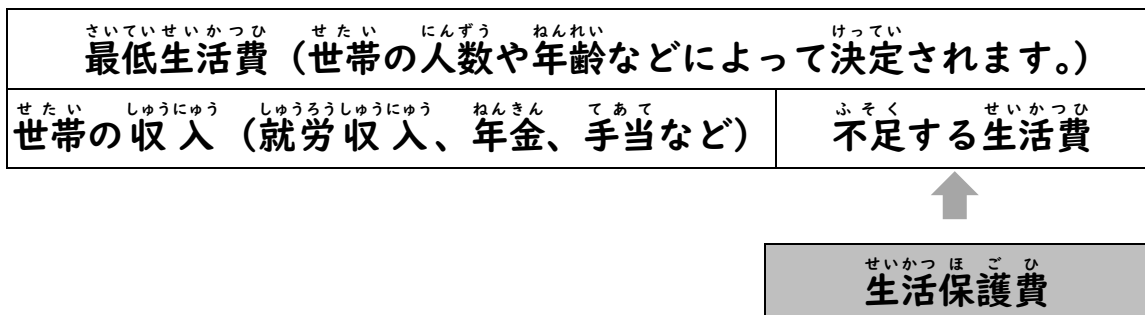
調査に基づき、結果を書面でお知らせします。生活保護が受けられ
る場合は「保護決定通知書」を、生活保護が受けられない場合には、
「保護申請却下通知書」で通知します。

※ 保護が受けられるかどうかは、申請した日から14日以内（特別な
事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内）に通知します。

5 保護を受けられる基準

生活保護は、原則として世帯ごとに適用します。そして国が定めている最低生活費の額に比べて、世帯全体の収入が不足する場合に、その不足する分を生活保護費として支給します。

なお、収入が最低生活費を上回る場合には、生活保護は受けられません。



(1) 最低生活費とは

国で定めた「生活費の基準」による1ヶ月の生活費を最低生活費といいます。最低生活費は、世帯の人数や年齢及び必要な扶助により計算されます。

(2) 収入とは

収入とは、給与・年金・手当・仕送りなど世帯に入ったすべてのものをいいます。

なお、働いた収入については、交通費や社会保険料などの経費のほか、一定額の控除を行う特別な取り扱いがあります。

6 保護の種類

生活保護には8種類の扶助があり、必要な扶助が国の定める基準により支給されます。

- (1) 生活扶助・・・食費、衣料費、電気・ガス・水道などの日常生活に必要な費用
- (2) 教育扶助・・・小学校・中学校の義務教育にかかる学用品・教材費・給食費・学級費などの費用
- (3) 住宅扶助・・・家賃・地代、更新料、住宅補修に必要な費用
- (4) 医療扶助・・・病気やけがの治療に必要な費用、眼鏡・コルセット等の治療材料費、通院交通費
- (5) 介護扶助・・・介護サービスを受けるために必要な費用
- (6) 出産扶助・・・出産に必要な費用
- (7) 生業扶助・・・高等学校の就学費用、技能や技術を身につけたり、仕事につくために必要な費用
- (8) 葬祭扶助・・・葬祭に必要な費用



いちじふじょ 一時扶助

- (1) 被服費 … 寝具、おむつ、被服など
- (2) 家具什器費 … 炊事用具、食器、冷暖房器具など
- (3) 移送費 … 転居、入退院時の交通費など
- (4) その他 … 転居の際の敷金等、小中学校入学準備金など

一時的に費用が必要となったが、日々のやりくりでは賄えない
場合、毎月の保護費に加えて、臨時に支給される保護費です。

ただし、支給にあたり、内容や対象者には「一定の要件」があり、

「支給額には上限」があります。

扶助の内容と併せて、必ず事前に担当ケースワーカーにご相談く

ださい。



7 生活保護を受ける方の権利

生活保護を受ける方は、次のような権利が保障されています。

(1) 生活保護の要件を満たせば、誰でも平等に受けることができます。

(2) 正当な理由がなければ、決定した保護費を減らされたり、生活保護を受けられなくなるなどの、不利益となる変更をされることはありません。

(3) 保護費には、公的な税金が課せられることはありません。

(4) すでに受けた保護費や、生活保護を受ける権利は差し押さえられることはありません。

※ 生活保護の決定内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して、3ヶ月以内に県知事に対して、不服の申し立て（審査請求）をすることができます。

8 生活保護を受ける方の義務

生活保護を受ける方には、守らなければならない次のような義務があります。

(1) 生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

(2) 自分じぶんの生活せいかつの維持い向上じこうじょうと自立じりつのため、できるかぎり努力どりょくしなければなりません。

(3) 働ける方はたらはその能力かたに応じて、働いて収入のうりよくを得るおことができるよう努めはたらなければなりません。

(4) 病気びょうきやけがかたで働けない方はたらは病院びょういんを受診じゅしんし、医師いしの指示しじに従したがって治療ちりょうに専念せんねんしてください。

(5) 生活費せいかつひはむだづかいをせず、自分じぶんの生活せいかつに役立つやくだよう目的もくてきにそって、計画的けいかくてきに使つかわなければなりません。また、住宅じゅうたくの家賃やちん、公共こうきょう料金りょうきん、給食費きゅうしょくひや教材費きょうざいひなどの学納金がくのうきんなど、滞納たいのうにならないようにしてください。

(6) 生活保護せいかつほごを受けているときは、借金しゃっきんをすることはできません。また、借金しゃっきんの返済へんさいも認めみとられません。

(7) あなたの生活せいかつの維持いじ・向上こうじょうその他の目的たもくてきで、福祉事務所ふくしじむしょの地区ち担当員くたんどういんが指導しどう・指示しじをしたときは守まもってください。

なお、指導しどう・指示しじは口頭こうとうまたは文書ぶんしょで行おこないます。

正当な理由せいとうりゆうがなく指導しどう・指示しじを守まもっていただけないときは、やむを得えず生活保護せいかつほごの変更へんこう、停止ていし、廃止はいしをすることがあります。

(8) 生活状況に^{せいかつじょうきょう}変化^{へんか}があったときは、保護費^{ほごひ}を調整^{ちようせい}する必要^{ひつよう}がありますので、必ず^{かなら}報告^{ほうこく}をしてください。(届け出^{とど}の義務^{てぎむ})

世帯状況^{せたいじょうきょう}に^{へんか}変化^{へんか}があったとき (例^{れい})

- ・住所^{じゅうしょ}が変わるとき。(転居^かなどについては必ず^{かなら}事前^{じぜん}に相談^{そうだん}をしてください)
- ・家族^{かぞく}に^{へんか}変化^{へんか}があったとき。(出生^{しゅっしょう}・死亡^{しぼう}・転入^{てんにゆうてんしゅつ}・転出^{にゆうたいがく}・入退学^{にゆうたいがく}・休学^{きゅうがく}・卒業^{そつぎょう}・入退院^{にゆうたいいん}・事故^{じこ}・結婚^{けっこん}など)
- ・就職^{しゅうしょく}や離職^{りしょく}をしたとき。
- ・健康保険^{けんこうほけん}の資格^{しかく}を取得^{しゅとく}や喪失^{そうしつ}をしたとき。
- ・医療機関^{いりょうきかん}にかかるとき、かからなくなったとき。
- ・介護サービス^{かいご}を利用^{りよう}するとき、介護度^{かいごど}やプラン^{へんこう}が変更^{へんこう}になったとき。
- ・障害者手帳^{しょうがいしやてちようとう}等^{しゅとく}を取得^{しゅとく}したとき、障害等級^{しょうがいどうきゅう}が変更^{へんこう}になったとき。
- ・家^{いえ}を長期間^{ちようきかん}留守^{るす}にするとき。
- ・生命保険^{せいめいほけん}などの加入^{かにゆう}、解約^{かいやく}、名義^{めいぎ}変更^{へんこう}をしたとき。
- ・家賃^{やちん}・地代^{ちだい}が変更^{へんこう}されるとき。
- ・その他^た生活状況^{せいかつじょうきょう}に^{へんか}変化^{へんか}があったとき。



しゅうにゆう
収入があったとき (例)

- 毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき。
- 年金や恩給、諸手当、雇用保険などの収入があったとき。
- 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき。
- 交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき。
- 債務整理（個人の借金を整理すること）による過払金があったとき。
- 不動産など資産の売却益があったとき。
- 相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき。

※ 上記は一部の例で、収入はあらゆる収入の申告が必要です。

収入申告を適正に行えば、次のような控除や、収入として認定しない取り

扱いができることがあります。

しゅうろうしゅうにゆう たい こうじよ 就労収入に対する控除	
① 基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
② 未成年者控除	未成年者が就労した場合、基礎控除の他に一定の金額が控除されます。
③ その他の必要経費	社会保険料、所得税などの必要経費が控除されます。
こうこうせい しゅうにゆう 高校生のアルバイト収入	
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学、専門学校の入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取り扱いです。	

※ その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、

収入として認定しない取り扱いができる場合がありますので、申告する

ときに相談してください。

9 保護費の返還

(1) 資力がありながら保護を受けた場合の費用の返還

さし迫った事情のため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、すでに支給された生活保護費（医療費等も含む）をすみやかに返還しなければなりません。

例えば次のような場合です。

- ① 不動産（土地、家屋）などが売れたとき。
- ② 生命保険などの保険金・解約返戻金等を受けとったとき。
- ③ 各種年金、手当をさかのぼって受けとったとき。
- ④ 交通事故などで示談金、損害賠償金等を受けとったとき。
- ⑤ 財産を相続したとき。

生活保護法

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(2) 不正受給の費用徴収

事実と違う申請をしたり、収入申告をしないなど、不正な方法で生活保護を受けたときは、保護費を返還していただくほか、法律により処罰されることがあります。

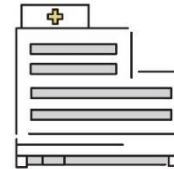
なお、福祉事務所では法第29条に基づく調査として、課税調査（地方税等の課税状況等の調査）を年に1回実施しています。

せいかつほごほう
生活保護法

だいじょうふじつしんせい たふせい しゅだん ほごう また たにん う
第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受け
させた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その
ひょうぜんぶまた いちぶ もの ちょうしゅう
費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

だいじょうふじつしんせい たふせい しゅだん ほごう また たにん う
第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受け
させた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法
めいじ ねんほうりつだい ごう せいじょう けいほう
(明治40年法律第45号)に正条があるときは、刑法による。

10 びょういん
病院にかかるときは



(1) びょういん
病院にかかるときは、「医療券」がいりょうけん ひつよう いりょうけん
必要となります。医療券は
ふくしじむしょ こうふ いん も こ
福祉事務所より交付します。印かんを持ってお越しください。

いりょうけん う と こ かなら ちくたんとういん
「医療券」を受け取りに来られないときは、必ず地区担当員に
れんらく
連絡をしてください。

ほ ごしんせいちゅう かた いりょうけん はっこう びょういん
保護申請中の方は、「医療券」の発行はできませんので、病院
まどぐち せいかつ ほ ごしんせいちゅう はな
の窓口で「生活保護申請中」であることを話してください。

(2) じゅしん せいかつほごほう してい びょういん じゅしん
受診するときは、生活保護法で指定されている病院で受診し
てください。指定されてない病院で治療を受けたときは、医療費
してい びょういん ちりょう う いりょうひ
を自己負担で支払わなければならないことがありますので、
ぜんがく じ こふたん しはら
全額を自己負担で支払わなければならないことがありますので、
じぜん ちくたんとういん かくにん
事前に地区担当員に確認してください。

(3) おなじびょうき かしよいじょう びょういん げんそく みと
同じ病気で2ヶ所以上の病院をかかるとは、原則として認
められません。また、せいかつけんがい しがいえんきより びょういん
生活圏外(市外遠距離)の病院にかかると
きは、じぜん ちくたんとういん そうだん
事前に地区担当員に相談してください。

(4) 柔道整復（接骨院）・はり・灸・マッサージの治療を受けるときは、事前に地区担当員に相談してください。

(5) メガネ・コルセットほか治療に要するものが必要なときにも、購入前に地区担当員に相談してください。

(6) 休日や夜間など福祉事務所が閉まっているときに、急病で病院にかかるときは、福祉事務所から送付された一番新しい「生活保護決定通知書」や「診療依頼書」などにより保護を受けていることを病院の窓口で説明して受診してください。

なお、この場合は、必ず、すみやかに地区担当員に連絡してください。

(7) 社会保険証のある人は、そのまま社会保険を適用し、自己負担分を福祉事務所にて支払います。そのため病院にかかるときは事前に地区担当員に連絡してください。

(8) 自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）を適用されている方、または適用になった場合は地区担当員にお知らせください。

(9) 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能であると判断された場合は、後発医薬品を選んでいただけるようお願いします。

1 | 介護を受けるときは

(1) 介護保険に加入している方

次の方は、生活保護を受けていても「介護保険」に加入することになります。

- ① 65歳以上の方（介護保険の第1号被保険者）
- ② 社会保険に加入している40歳から64歳までの方（介護保険の第2号被保険者）

介護サービスを必要とする方には、「介護保険で利用者負担となる部分」が生活保護から給付されます。

- ・ 介護サービスを受けるためには、「要介護認定」を受ける必要があるので、市の介護保険窓口にご相談してください。
- ・ ケアプランを作成するときは、あらかじめ地区担当員にご相談してください。
- ・ 介護サービスを受ける前に、要介護認定の結果とケアプランの写しを福祉事務所に提出してください。

(2) 介護保険に加入していない方

次の方は、生活保護を受けている間は、介護保険に加入できないことになります。

- ① 社会保険に加入していない40歳から64歳までの方
介護サービスを必要とする方には、「介護保険と同じサービス」が生活保護から給付されます。

- ・ 介護を受けたいとき、要介護認定を受けたいとき、ケアプランを作成するときは、事前に地区担当員にご相談してください。

12 減免されるもの

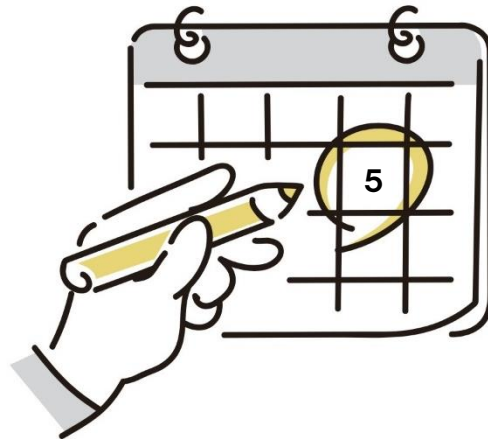
生活保護受給中は申請によって、減額または免除を受けることができます。詳しくは地区担当員にご相談ください。

国民年金の保険料、住民税、NHKの受信料、固定資産税、高校の
入学金等、保育所の保育料 など

13 保護費の支給日

保護費の支給日は、毎月5日です。ただし、5日が土曜・日曜・祝日の場合はその直前の平日が支給日になります。

保護費は原則、本人名義の預金口座へ振込をしますので、事前に「口座振替申出書」を地区担当員に提出してください。



14 お問い合わせ・相談先

(1) 地区担当員（ケースワーカー）

地区担当員とは、生活保護を受給される世帯の方の困っていることへの解決や自立を目指す上でどうしていけばよいのかを一緒に考え、手助けをする者です。何か困ったことがあったときは、ひとりで悩まずに、遠慮なく地区担当員にご相談ください。個人の秘密は固く守りますので安心ください。

なお、地区担当員が生活状況の確認や、相談に応じるために定期的にお住まいを訪問したときに、あなたが留守のときは、連絡票をおくことがあります。連絡票に書かれていることは必ず守っていただくようお願いいたします。

(2) 民生児童委員

各地区には生活に困っているかたの見守りや相談にのってくれる民生児童委員がいます。福祉事務所と協力関係にありますので、お近くの民生児童委員にもぜひご相談ください。

あなたを担当する地区担当員（ケースワーカー）は

です。

あなたの地区の民生児童委員は

です。

〒385-8501 佐久市中込3056番地

佐久市福祉事務所（佐久市役所 福祉課 保護係）

電話番号：0267-62-2111（内線217・298・333）